

2026年4月1日  
責任投資推進部

## 投資先企業（国内上場株式）に対する議決権行使基準の改正

第一生命は、投資先企業（国内上場株式）に関する議決権行使基準について、一部改正を行います。今回公表の主な改正項目は以下のとおりです。

## 【業績・資本効率】～株主資本を効率的に活用しつつ持続的な成長を実現～

現行の原則基準に加え、TOPIX500構成企業を対象に以下の基準を導入

- ・ 直近5期連続ROE8%未満（連結）かつ直近決算期末のPBRが1倍未満であり、今後の改善も見込めないと判断した場合、業績不振企業における取締役再任（監査等委員である取締役除く）に反対。

（導入時期：2029年4月より） ※市場環境の変化等に応じて前倒し適用を検討

## 【政策保有株式】～政策保有株式の縮減に向けた取組～

以下のいずれかに該当する場合、取締役の再任議案について、原則として反対する

- ・ 金融業種（※1）の企業において、政策保有株式（※2）を純資産対比40%超保有している場合
- ・ 金融業種以外の企業において、政策保有株式を純資産対比20%超保有している場合

（※1）金融業種は、東証33業種分類における銀行業、証券・商品先物取引業、保険業及びその他金融業

（※2）前年の有価証券報告書に記載された保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式。但し株主総会資料等に直近の保有状況に関する記載があり、記載の情報をもって判断可能な場合は、当該資料を元に判断

（導入時期：2027年4月より）

## 【買収への対応方針・対抗措置】

- ・ 「平時における買収への対応方針・対抗措置」議案を株主総会に上程せず、取締役会の判断等で導入・改定・更新している場合、取締役の再任議案について、原則として反対する。

- ・ 平時における買収への対応方針・対抗措置を導入・改定・更新する場合、原則として反対する。

（導入時期：2027年4月より）

※詳細については以下の当社ホームページをご参照下さい

第一生命保険の議決権行使基準

[https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc\\_001.pdf](https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc_001.pdf)

議決権行使基準の改正（主な改正要約版）

[https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc\\_002.pdf](https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc_002.pdf)